

The Gunma Guide Spring 2024

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター
(各言語でワンストップセンターの名称を書く)

群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階 TEL 027-289-8275 FAX 027-289-8276

Gunma-ken Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1 Showa Chosha 1F

<https://sites.google.com/view/gunma-onestop/>

e-mail: gtia-intlgrp@gtia.jp



「**ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター**」をご利用ください。

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターでは、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語のスタッフが常駐し外国人住民の生活相談に応じています。

〒371-0026 群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階

電話 027-289-8275 FAX 027-289-8276 相談時間:9:00 - 17:00 (月～金)

言語 曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	△	○	○
ポルトガル語	○	○	○	○	○
スペイン語	○	○	△	○	○
ベトナム語	○	○	○	○	○
ネパール語	△	△	○	△	△

SOS

外国人のための無料法律相談

(無料・秘密厳守・通訳あり)

前橋市

日時: 4月21日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

日時: 5月19日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

日時: 6月16日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

◆場所: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

(〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階)

◆相談員: 弁護士・行政書士・社労士

◆通訳: 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語

◆相談は予約優先です。

◆予約・問い合わせ先: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

027-289-8275 9:00-17:00 (月～金)

目次

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、外国人のための法律相談 SOS (前橋市)	P1
知っておきましょう! 日本へ果物・野菜などの持ち込みについて	P2
群馬県内の日本語教室の情報、自動車税(種別割)を納めましょう	P3
外国人の家庭に赤ちゃんが生まれたら・大切な3つの手続き	P4

知っておきましょう！

日本への果物・野菜等の持ち込みについて

日本に入国や帰国する際、家族や友達などに果物などのような日本ではあまり見かけないものをお土産として贈ると考える方もいるでしょう。しかし、家畜伝染病予防や植物の病害虫の侵入・まん延を防ぐための国際的な規制があり、肉製品・乳製品・卵・果物・野菜などのような食品を日本に持ち込み禁止となります。

現在、海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応を**厳格化**しています。

家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日から最高罰則の金額などもられました。

罰則の対象にならないために、違法に持ち込まないように注意しましょう！！
多言語版のチラシはこちらのリンク又はQRコードでご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaginfo/index.html>

「海外旅行のお土産は肉製品が大丈夫かなあ??？」

No

「このような美味しい果物を日本に持ち帰りたいわ…」

引き上げ



MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金等)の対象になります。
- ・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫 植物防疫

出典:動物検疫所・植物防疫所

群馬県内の日本語教室について情報

2023年12月現在の日本語教室情報です。QRコードよりご確認ください。

日本語



英語



ポルトガル語



スペイン語



繁体字中国語



簡体字中国語



ベトナム語



※ 日程や内容に変更が生じる場合がありますので、必ず各市町村へ問い合わせてください。

自動車税を納めましょう

◆自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者の方又は使用者※に対して課税される税金です。

自動車税(種別割)【県税】(総排気量 660cc 超の自動車など)と軽自動車税(種別割)【市町村税】(総排気量 660cc 以下の軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の二種類があります。

※ローン払いなどで、売り主が所有権を留保している場合は、その使用者です。

◆4月または5月頃に納税通知書が4月1日現在で運輸支局に登録されている住所・氏名(車検証に書いてある住所・氏名)宛に郵送されます。

納期限は5月31日(納期限が土・日曜日の場合は翌月曜日)です。忘れずに納税しましょう！

経済的な理由などで納期限内の納税が困難な方は相談もできますので、お問い合わせください。

税金に関する問合せ先：〈自動車税(種別割)〉 群馬県自動車税事務所、各行政県税事務所
〈軽自動車税(種別割)〉 各市町村役場

◆名義変更・住所変更・抹消の登録はお早めに

自動車を購入したときのほか、売ったり、下取りに出したり、廃車したときや住所・氏名を変更したときなどは、必ず運輸支局で登録手続きをしてください。これらの手続きを3月末までに完了していない場合、次のようなトラブルの原因になる場合があります。

- ・新しい住所に納税通知書が届かない
- ・手放した自動車の納税通知書が届いた など

登録手続き等に関する問合せ先：

〈自動車税(種別割)〉関東運輸局 群馬運輸支局

〈軽自動車税(種別割)〉軽自動車検査協会群馬事務所



外国人の家庭に赤ちゃんが生まれたら・・・

大切な3つの手続き

外国籍の家庭に赤ちゃんが生まれた時は、以下の手続きを行ってください。

A：両親が共に外国籍の場合・・・**1**、**2**、**3**の手続きをしてください。

B：両親のどちらかが日本国籍の場合・・・赤ちゃんは日本国籍を取ることが出来ます。

日本国籍のみを取る場合は、**1**の手続きをします。

日本国籍と併せて外国籍も取る場合は**1**と**3**の手続きを行ってください。



1 出生届け（日本の役所への届け）

出生した日より14日以内に区市町村役場に出生届を出します。

*手続きの詳細は各市町村役場にお問い合わせ下さい。

*日本の役所に出生届を出さないと…

- ・日本での住民登録ができません。
- ・健康保険証を持つことが出来ません。
- ・日本の在留資格の申請が出来ません。



2 在留資格（入管への申請）

出生から30日以内に必要な書類をそろえて「在留資格取得許可」申請をします。

書類の詳細や、子供の在留資格の種類（親の在留資格による）等は、出入国在留管理庁「外国人在留総合インフォメーションセンター」にお問い合わせ下さい。

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

（平日：午前8：30～午後5：15） 多言語対応あります。

*在留資格の申請をしないとどうなる…？

資格の取得の事由が生じた日（出生日）から30日を超えるとオーバーステイになります。

60日を超えて日本に滞在する意思がある場合、生まれてから30日以内に入管に申請する必要がありますので注意してください。

3 本国への登録（大使館・領事館）

子供の国籍国である在日大使館（領事館）で出生届、及びパスポートを発行する。

*本国への赤ちゃんの登録は、それぞれの大使館によって異なりますので、必ずご確認ください。



*両親が外国籍の子供の本国への登録をしないと、

本国が赤ちゃんの存在を把握していないことになります。日本では一般的に本国が発行する旅券や出生証明書、国籍証明書が求められますが、それらが取得できないことにつながるため、海外に行く、結婚をする、就職するなどの際に必要な書類が発行できなくなります。